

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 原 吉三)

整理 番号	用途項目	事務所費・事務費・人件費				
/	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1189 403 1396 481">共通案分率</td> <td data-bbox="1396 403 1522 481">50% 25%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1189 481 1522 981">           それ以外の案分 案分の説明             案分率             2,382円を 忘す         </td> </tr> </table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分 案分の説明  案分率  2,382円を 忘す	
共通案分率	50% 25%					
それ以外の案分 案分の説明  案分率  2,382円を 忘す						

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)  
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2019年 5月 5日発行)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
078-272-1648
4605-0482-65480

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
原 吉藏 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account.

2019年 3月ご請求分	
2019年 4月 15日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	4,764 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	
口座番号 ACCOUNT	

印紙税申告納  
付につき  
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70



本領収書は、  
県議会議員 原 吉三 宛の  
ものである。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	078-272-1648	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 3月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0482-65480)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆078-272-1648			
◇NTT西日本ご利用分			
3,998	2,500	回線使用料(基本料) (事務用) 2月16日~ 3月15日	合 算
	120	屋内配線使用料 2月16日~ 3月15日	合 算
	280	プッシュホン使用料 2月16日~ 3月15日	合 算
	800	ボイスワープ使用料 2月16日~ 3月15日	合 算
	2	ユニバーサルサービス料	合 算
	296	消費税等相当額(合計) 1番号分のご請求となります。合算表示の料金合計×8%	合 算
◇携帯電話会社ご利用分			
766	710	ダイヤル通話料 2月16日~ 3月15日。なお前月分は620円でした。	合 算
	56	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×8%	
◇NTT西日本分(小計)			
4,764	4,764	(小計)	
◇合計			
4,764	4,764	合計	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 原 吉三)

整理番号 2  
使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

共通案分率 50%  
25%

それ以外の案分  
案分の説明

案分率

54.05419  
と、相当する

ご利用明細

毎度ご利用いただきありがとうございます。  
お取引の内容は下記のとおりでございます。  
どうぞご確認ください。

お取引内容	お取扱店	機番
お振込		015
お取扱日	お取扱番号	
31-04-24	0069	
銀行番号/カード店番	口座番号	
万円券	五千円券	二千円券
千円券	硬貨 (円)	
***	***	***
***	***	***
手数料	ご説明コード	お取引金額
***		¥108,000
振込手数料	お取引後残高	
¥108		
お振込先		
お受取人 フクトクエージ エンター(カ様)		
ご依頼人 ハラ キチゾウ様		
(TEL) [REDACTED]		

) 計 108,108 円

<裏面もごらんください>

みなと銀行 ご利用時刻 12:47

本領収書は、  
県議会議員 原 吉三 宛の  
ものである。

建物賃貸借契約書  
ロイヤルイン二宮 101号室

(更新)

賃貸人 株式会社 アルト

賃借人 原 吉蔵

# 建物賃貸借契約書(住居用)

賃貸人 株式会社アルトを甲とし、賃借人 原 吉蔵を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結する。

## I. 標記

### (1) 賃貸借の目的物

所在地	[REDACTED]		
住居表示	神戸市中央区二宮町一丁目13番1		
建物名称	ロイヤルイン二宮	住戸番号	101号室
構造	鉄骨・軽量鉄骨造陸屋根 亜鉛メッキ鋼板葺12階建		
床面積	62.29㎡		
使用目的	事務所		
付属設備	トイレ・キッチン・給湯機・冷暖房機		

### (2) 賃貸借期間

始期	平成24年8月1日より	
終期	平成26年7月31日まで	2年間とする

### (3) 賃料、共益費(税込)

	金額
賃料	月額 105,000円

支払方法 賃料を振込による方法により毎月末日までに翌月分を先払いする。(振込手数料は、借主負担とする。)

振込先

[REDACTED]  
名義人 株式会社 新日本プロパティ

### (4) 賃貸人

賃貸人 (社名・代表者)	住所	神戸市中央区下山手1丁目3-12		
	氏名	株式会社 アルト 代表取締役 三浦 正雄		

### (5) 入居者

賃借人	氏名	職業(勤務先)	続柄	年齢
(1)人				

### (6) 連帯保証人

連帯保証人	住所			
	氏名		年齢	
	職業		借主との関係	

II  
(目  
第1

(賃  
第2

(賃  
第3

4  
5

(保  
第4条  
2

## II 契約条項

### (目的および用途)

第1条 甲はその所有する標記物件(以下「本物件」という。 )として  
乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。

### (賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、標記のとおりとする。

2 甲および乙は、協議のうえ、本契約を更新することができる。

### (賃料等)

第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。

2 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。

3 乙は、翌月分の賃料および共益費を、毎月末日までに甲方に持参して支払うか、または甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。  
ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。

4 1カ月に満たない賃料等は、1カ月を30日として日割り計算する。

5 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

### (保証金)

第4条 乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。

2 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合は、甲は速やかに前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。

ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別途に、随時に対等額で標記保証金をこれらの債務に充当することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。

3 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金とを相殺すること

はできない。

4 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

#### (修理等)

第5条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理費は甲の負担とし、本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理およびキッチンセット、浴槽・風呂釜、給湯器、換気扇、給排水設備等付属設備の修理は、乙の負担において行う。

2 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲へ通知しなければならない。

3 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

#### (免責)

第6条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

#### (遵守事項)

第7条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件を使用するものとする。

#### (乙の通知義務)

第8条 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に通知するものとする。

- (1) 標記に記載した同居入居者に変更のある場合
- (2) 乙または連帯保証人が死亡したとき
- (3) 1カ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先
- (4) 本物件を毀損または滅失したとき
- (5) 出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき

#### (許可が必要な事項)

第9条 乙は、次の各号の一に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の

書面による承諾を得なければならない。

- (1) 金庫、ピアノ等重量物の搬入据付け等をするとき
- (2) 第13条（造作等の変更）の規定に該当する行為をしようとするとき

#### （禁止事項）

第10条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること
- (2) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること
- (3) 本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと
- (4) 本物件において犬、猫等ペットの飼育をすること

#### （第三者同居の禁止）

第11条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させ、または第三者の名義を表示してはならない。

#### （立入点検）

第12条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保安、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。

3 前2項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

#### （造作等の変更）

第13条 乙が本物件またはその造作を改造、除去、変更するなど原状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得たうえ、甲の指定するまたは甲の承諾する工事人にこれを施工させなければならない。

2 前項の工事に要する費用は、一切、乙の負担とする。

#### （契約の解除）

第14条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は、何らの催告なしに本契約を解除することができる。

- (1) 第1条の使用目的に違反したとき



- (2) 第3条の賃料の支払を2カ月以上滞納したとき
- (3) 第9条（許可が必要な事項）のいずれかに違反したとき
- (4) 第10条（禁止事項）のいずれかに違反したとき
- (5) 第11条（第三者同居の禁止）の規定に違反したとき
- (6) 反社会的集団（暴力団、暴走族、過激な政治団体等）の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき
- (7) その他本契約に関し重大な義務違反があったとき

**（契約の終了）**

第15条 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

- (1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
- (2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

**（期間内解約）**

第16条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の6カ月前までに甲に書面で予告しなければならない。

ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の6カ月分相当額を支払い即時解約することができる。

**（明渡し）**

第17条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。

- 2 乙は、明渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。
- 3 乙は、明渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
- 4 乙は、明渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を違約金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

第18条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。

2 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。

(雑則)

第19条 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(協議事項)

第20条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約条項)

第21条

甲または乙が解約の申出ないときは、2年間更新したものとしその後をこれに準じて延長する

以上

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各々その一通を保有する。

平成 24年 7月 1 日

甲 (貸貸人) 住 所 神戸市中央区下山手通1丁目3番12号  
株式会社 ア ル ト  
氏 名 ..... 印 (TEL .....)

乙 (賃借人) 住 所 .....  
氏 名 原 吉三 ..... (TEL .....)

連帯保証人 住 所 .....  
氏 名 ..... 印 (TEL .....)

媒介業者 免 許 番 号 .....  
事 務 所 所 在 地 .....  
商 号 (名称) .....  
代 表 者 氏 名 ..... 印  
宅地建物取引主任者 登録番号 .....  
氏 名 ..... 印

媒介業者

# 管理会社及び振込先変更の通知

平成30年7月9日

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

日頃は、建物管理にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

このたび所有者が変更になりました。それに伴い賃料の振込先名義も下記のように変わります。大変ご面倒ですが、今回8月分(7月末日入金)の振込からご協力お願い致します。

敬具

記

旧管理会社 神戸市中央区三宮町1丁目4番4号  
株式会社 アイビーアイ  
代表取締役 金子 健生

新管理会社 大阪府大阪市都島区中野町5丁目4番10号  
フクトク・エージェンシー株式会社  
代表取締役 三浦 三雄  
(078) 325-3227

担当

振込先

(フクトク・エージェンシーがインキ)

口座名義 フクトク・エージェンシー株式会社

(旧所有者兼管理会社)

神戸市中央区三宮町1丁目4番4号  
株式会社 アイビーアイ

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年 4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 原 吉三)

整理番号 3 使 途 項 目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・**事務所費**・事務費・人件費

共通案分率 50%  
25%

それ以外の案分  
案分の説明

案分率

1,364円  
合計

ご利用明細

毎度ご利用いただきありがとうございます。  
お取引の内容は下記のとおりでございます。  
どうぞご確認ください。

お取引内容	お取扱店	機番
お振込	██████████	015
お取扱日	お取扱番号	
31-04-24	0067	
銀行番号/カード店番	口座番号	
██████████	██████████	
万円券	五千円券	二千円券
***	***	***
***	***	***
手数料	ご説明コード	お取引金額
***		¥22,620
振込手数料	お取引後残高	
¥108	██████████	
お振込先 ██████████		
お受取人 ソノハルハ ヤンソウウカイ様		
ご依頼人 ハラ キチゾウ様		
(TEL) ██████████		

) 計 22,728円

<裏面もごらんください>

みなと銀行 ご利用時刻 12:0

本領収書は、  
県議会議員 原 吉三 宛の  
ものである。

# 駐車場所賃貸借契約書

借主様

借主様用

保証人様

契約日 平成21年 6月16日

契約始期 平成21年 6月16日

契約終期 平成22年 6月 末日

二宮駐車場 No.28号

貸主



# 駐車場所使用契約書

## 駐車場所の表示

名 称	[Redacted]
所 在 地	[Redacted]
駐車指定場所	No.28号

## 車種等

登録（車両）番号	神戸530オ3469		
車 名	日産フルードシルフィ		
登録名義人	原 吉藏		
使用者名義	原 吉藏		
使用目的	自家用	商用	その他( )

## 契約期間等

契約期間	平成21年6月16日から平成22年6月末日までの約1年間
借主の解約通知	解約期日の1ヶ月前
貸主の解約通知	解約期日の1ヶ月前

## 保証金（敷金）等

保証金（敷金）	金60,000円也	[Redacted]
	無利息預託、本書をもって保証金の預り証と	[Redacted]
保証金（敷金）の返還の時期	本契約第12条に定める明渡し完了後7日以	[Redacted]

## 駐車料金 ※下記消費税には、地方消費税も含まれています。

駐車料金（月額）	金25,000円也（消費税込み）
----------	------------------

## 車庫証明発行時の駐車料金の前納

	本契約第6条に定める車庫証明発行時に駐車料金の3ヶ月分を前納する
その他の費用	車庫証明書発行手数料 1ヶ月分の賃料

## 駐車料金の支払い方法

持参払い（場所）	[Redacted]
振込払い	普通・当座 口座番号 [Redacted]
	フリガナ ゴウシガイシャ ハルバヤシショウカイ
	口座名義人 合資会社 春林商会

特 約

- ・本契約は、借地借家法の適用を受けず、一時的場所使用契約であり、貸主の解約に借主は何ら請求権を有しない。
- ・貸主は駐車場の場所を必要に応じて変更する事が出来、それについて、借主は何ら異議を申し立てぬ事。
- ・本契約終了後、借主が現実に明渡しなき場合は、借主はその間の賃料の2倍相当額の損害金を貸主に支払うものとし、貸主が特別の損害を被った場合に、それをも賠償しなければならない。
- ・消費税率が改定された場合、駐車料金も改定される。

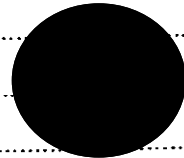
賃貸人 合資会社 春林商会 (以下「貸主」という) と、借借人 原 吉藏 (以下「借主」という) と、連帯保証人 原 道代 との間に、表記駐車場所について、本契約書のとおり契約を締結し、この契約を証するため本契約書2通を作成して貸主・借主及び連帯保証人が署(記)名押印のうえ、貸主・借主が各1通を保有する。

2021年6月16日

(貸主) 住所 神戸市中央区生田町2丁目6番6号  
会社名 合資会社 春林商会  
代表者 春林 博之  
TEL 078-221-8210



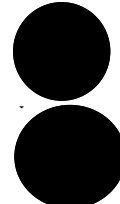
(借主) 住所 [Redacted]  
会社名 兵庫県議会  
代表者 原 吉藏  
TEL [Redacted]



連帯保証人) 住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted]  
TEL [Redacted]



貸介業者) 免許番号 [Redacted]  
事務所所在地 [Redacted]  
商号(名称) [Redacted]  
代表者氏名 [Redacted]  
取引主任者 登録番号 [Redacted]  
氏 名 [Redacted]





# — 契約条項 —

## 賃貸借の目的および条件

第1条 貸主は、借主に本駐車場所を、表記に記載する自動車の駐車場所として表記条件で賃貸し、借主はこれを賃借した。

2 借主は、本契約締結と同時に、表記車種等欄に記入できないときは、貸主に後日必ず車検証の写しを提出するものとする。

## 保証金（敷金）

第2条 借主は、本契約締結と同時に、表記保証金（敷金）を支払うものとする。ただし、この金員には利息をつけないものとする。

## 賃料

第3条 借主は、表記賃料を毎月末日までに翌月分を表記の方法で貸主に支払うものとする。なお、支払いに必要な費用は借主の負担とする。

2 契約および解約時の賃料の計算は次のとおりとする。

(1) 契約時の1ヶ月未満の賃料は、引渡し日をもって日割り計算とする。

(2) 解約時の1ヶ月未満の賃料は、日割り差し戻しはしないものとする。

## 賃料の改定

第4条 貸主は、契約期間中であっても公租公課の増減、経済事情の変動・近隣の賃料との比較等により不相当となったときは、貸主・借主双方協議の上、賃料を改定することができる。

## 契約期間等

第5条 本駐車場所の賃貸借の契約期間は表記のとおりとする。期間満了の際、貸主・借主に異議がないときは更に1年間期間を延長することができる。

## 車庫証明及び届出書

第6条 借主は、貸主から自動車保管場所証明（車庫証明）に要する使用承諾書の交付を受ける場合には、表記金額を前納するものとする。

2 第1項の定めにより前納された賃料は、途中で解約された場合であっても返還しないものとする。

3 使用承諾書の交付を受けた借主が、本契約を解約または終了したときは、貸主・借主が連名により警察へ提出する所定の届出書に定める借主が記入すべき事項（解約後の自動車の保管場所、譲渡先または廃車年月日）について記入し、かつ署（記）名押印しなければならない。

## 車種等の変更

第7条 借主は、表記車種等の変更をするときは、事前に貸主に必要な事項を通知し承諾を得るものとする。

## 免責事項

第8条 貸主は、本駐車場内において生じた盗難・衝突及び破損・人身事故等および天災地変・風水害・火災等による事故被害に対して、一切その責を負わないものとする。

2 本契約は次の場合には、催告その他の手続きを要しないで、当然に終了するものであり、無条件解約となる。

(1) 本駐車場所が、天災地変・風水害・火災等によって駐車場所の使用が不可能となったとき。

(2) 本駐車場所の全部または一部が公共事業のため、買い上げ・収用または使用され、契約を存続することができないとき。

## 禁止事項

第9条 借主は、貸主の書面による承諾を得ずに、本駐車場所の賃借権を第三者に譲渡またはこれを担保に供し、または第三者に転貸もしくは使用させることをしてはならない。

## 契約の解除

第10条 契約期間中に貸主または借主が契約を解約するときは、1ヶ月前までにその旨を相手方に対して書面にて通知するものとし、期間終了と同時に借主は完全に明渡すこと。

- 2 借主が下記の条項の一つに該当したときは、貸主は催告をしないで本契約を解除することができる。
  - (1) 駐車料金の支払いを2回滞納したとき
  - (2) 表記自動車の駐車以外の目的に使用したとき
  - (3) 有害・危険もしくは近隣の迷惑となる行為をしたとき
  - (4) 賃貸物件およびそれに付随する施設等に損害をおよぼしたとき
  - (5) 借主が破産の宣告を受けたとき
  - (6) 借主が法人の場合、その法人が法人としての機能を喪失したと貸主が認めたとき。または、駐車車両の使用者若しくは利用者が法人の社員でなくなったとき
  - (7) 借主または本駐車場所利用者等が反社会的勢力とされる組織に属し、若しくはこれに類する者、あるいは関係した者であることが判明したとき
  - (9) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
  - (10) 本駐車場内又は本駐車場の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示す事により、他の賃借人・近隣住民又は通行人に対し迷惑や、不安を覚えさせる行為をしたとき
  - (11) その他本契約の各条項に違反したとき
- 3 期間満了又は契約解除により本契約終了後、借主の自動車が本駐車場所に駐車してあるときは、貸主は適宜の方法で撤去できるものとし、借主は何ら異議を申さないものとする。なお、撤去に要する費用は借主の負担とする。

## 賠償責任

第11条 借主又はその関係者の行為により、貸主の設備・造作、その他駐車場内の他の自動車等に損害を与えたときは、借主は直ちにその旨を貸主に報告し、遅滞なくその損害を賠償しなければならない。

## 連帯保証

第12条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく貸主に対する借主の一切の債務について保証し、借主と連帯して履行の責を負うものとする。なお、契約更新後においても同様とする。

2 借主は、連帯保証人が、無資力・死亡等要件を欠くに至ったときは、直ちに貸主の認める他の連帯保証人を付するものとする。

## 保証金（敷金）の返還等

- 第13条 本契約が終了したときは、借主は貸主に対する一切の債務等を弁済し、明渡さなければならない。
- 2 貸主は、前項の債務弁済等の確認をし、明渡しを受けたときは、表記返還時期以内に、借主に保証金（敷金）を返還するものとする。ただし、未払いの賃料、損害金、その他借主が負担する債務が残存しているときは、保証金（敷金）をこれに充当してその残額を借主に返還するものとする。
  - 3 借主は、契約上の保証金（敷金）返還請求権を第三者に譲渡またはこれを担保に供してはならない。

## 合意管轄

第14条 この契約に関する紛争については、貸主の居住地を管轄する裁判所を各当事者合意の裁判所とする。

## 協議事項

第15条 本契約に定めのない事項については関係法規に従い、誠意をもって協議するものとする。

以上

平成21年7月20日

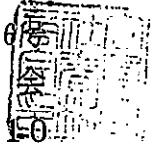
原 吉藏 様

〒651-0092

神戸市中央区生田町2丁目6番6号

合資会社春林商

TEL 078-221-8210



## 駐車料金の改定のお願い

前略

平素は、当社二宮駐車場をご利用いただきまして、有難うございます。

この度、平成21年8月分（7月末お支払い分）より、駐車料金を下記の通りに改定させて頂きたく存じますので、よろしくお願い致します。

月額駐車料金      金貳萬貳千円也

まずはご依頼まで。

以上

平成26年1月吉日

ご契約者各位

神戸市中央区生田町2丁目6番  
合資会社 春林南  
TEL 078-221-8



消費税率引上げに伴う賃料変更のお願い

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃は、二宮駐車場をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。  
さて、このたびの消費税率引上げに伴い、ご契約中の駐車場賃料に賦課される消費税等相当額（消費税及び地方消費税）につき、以下の通りにさせて頂きたくお願い致します。  
ご確認いただき、不明点等ございましたらお気軽にお問い合わせ下さい。  
今後とも、二宮駐車場をご愛顧賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象駐車場

所在地	
駐車場名	

2. 対応内容

(1) 現在の賃料（賃料および消費税等相当額：月額） ※平成26年1月現在 （単位：円）

賃料（本体）	消費税等相当額	合計
¥20,953	¥1,047	¥22,000

※ご契約書上、消費税等相当額を含む賃料表記（消費税込での賃料表記）の場合、賃料（本体）および消費税等相当額に区分して表記させて頂いております。

(2) 変更後の賃料（賃料および消費税等相当額：月額） （単位：円）

適用開始月	賃料（本体）	消費税等相当額	合計
平成26年4月分より	¥20,953	¥1,676	¥22,629

※今後、消費税率（地方消費税を含む）が変動した場合、改正後の税率により消費税等相当額を計算させて頂きます。また、10円未満は切り捨てとさせて頂いております。

以上



(添付様式2)

### 領収書等添付様式【共通】

(平成31年 4月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 原 吉三)

整理 番号	使 途 項 目																	
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費 <b>資料購入費</b> 事務所費・事務費・人件費																	
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">共通案分率</td> <td style="width:50%;">50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。							
共通案分率	50%																	
	25%																	
それ以外の案分	100%																	
案分の説明																		
すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。																		
<h2 style="margin: 0;">領 収 証</h2> <p>2019年04月分</p> <div style="background-color: black; width: 200px; height: 20px; margin: 5px auto;"></div> <p style="text-align: right;">No. 1- 13-175-000</p>																		
<h3 style="margin: 0;">原 様</h3> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">銘 柄</th> <th style="width:10%;">部</th> <th style="width:10%;">金</th> <th style="width:50%;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸新聞セット</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td style="text-align: right;">4,037</td> </tr> <tr> <td>産経新聞セット</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td style="text-align: right;">4,037</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>合 計</b></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right; font-size: 1.2em;"><b>¥8,074</b></td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 5px;">(株)廣田新聞販売 〒650-0046 神戸市中央区港島中町2-1-3 TEL: 078-302-4645 FAX: 078-302-7877</p>			銘 柄	部	金	額	神戸新聞セット	1		4,037	産経新聞セット	1		4,037	<b>合 計</b>			<b>¥8,074</b>
銘 柄	部	金	額															
神戸新聞セット	1		4,037															
産経新聞セット	1		4,037															
<b>合 計</b>			<b>¥8,074</b>															
<p>お知らせ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">         当店へのお問い合わせはフリーダイヤルで          0120-335-914          神戸新聞ポータルサイト 専売所302-3359          産経新聞ポータルサイト 販売所302-7875       </div> <p>毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。</p>																		
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 0 10px; text-align: center;">             領              収           </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>																		
<p style="font-size: 1.2em;">H31.4.25 支払い</p>																		
<p>本領収書は、 県議会議員 原 吉三 宛の ものである。</p>																		

(添付様式 2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成 31 年 5 月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 原 吉三)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費	
/	事務所費	事務費・人件費
	共通案分率	50% 25%
それ以外の案分		案分率 2,927円 相当とある
案分の説明		

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)  
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2019年 5月31日発行)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
078-272-1648
4605-0482-65480

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
原 吉三 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account.

2019年 4月ご請求分	
2019年 5月 15日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	5,855 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	
口座番号 ACCOUNT	

印紙税申告納付につき乏税務署承認済	NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70	
-------------------	---	--

本領収書は、  
県議会議員 原 吉三 宛の  
ものである。





(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 原 吉三)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務所費</b> ・事務費・人件費	
2	共通案分率	50% 25%
	それ以外の案分 案分の説明	54.054円 を充当とする
	案分率	

**ご利用明細**

毎度ご利用いただきありがとうございます。  
お取引の内容は下記のとおりでございます。  
どうぞご確認ください。

お取引内容	お取扱店	機番
お振込	[REDACTED]	016
お取扱日	お取扱番号	
01-05-23	0114	
銀行番号(カード番号)	口座番号	
[REDACTED]	[REDACTED]	
万円券	五千円券	二千円券
***	***	***
***	***	*****
手数料	お取引金額	
***	¥108,000	
振込手数料	お取引後残高	
¥108	[REDACTED]	

お振込先 [REDACTED]

お受取人 フクトクエーシィ エンシー(カ様)

ご依頼人 ハラキチゾウ様

(TEL) [REDACTED]

<裏面もごらんください>

みなと銀行 ご利用時刻 13

)計108.108円

本領収書は、  
県議会議員 原 吉三 宛の  
ものである。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 原 吉三)

整理 番号	使 途 項 目	事務所費	事務費・人件費
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費	共通案分率	50% 25%
3		それ以外の案分	100%
		案分の説明	
		案分率	


  

**ご利用明細**

毎度ご利用いただきありがとうございます。  
お取引の内容は下記のとおりでございます。  
どうぞご確認ください。

お取引内容	お取扱店	機番
お振込		016
お取扱日	お取扱番号	
01-05-23	0112	
銀行番号(カード店番)	口座番号	
万円券	五千円券	二千円券
***	***	***
千円券	硬貨(円)	
***	*****	
手数料	ご請求コード	お取引金額
***		¥22,620
振込手数料	お取引後残高	
¥108		
お振込先		
お受取人	シ)ハルハヤシヨウカイ様	
ご依頼人	ハラ キチゾウ様	
(TEL)		

<裏面もごらんください>

 みなと銀行

ご利用時刻 13:51

11,364円と  
志望とある



計 22,728円

本領収書は、  
県議会議員 原 吉三 宛の  
ものである。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)  
(会派名 自由民主党)  
(議員名 原 吉三)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
4	 <b>領 収 書</b> 区域009 全戸0388 お問合せNo05394 お名前 原 吉蔵 様 1年 5月分 1 読売新聞 消費税込 部数 1 金額 4,400 2 3 合 計 4,400円 額給	共通案分率 50% 25% それ以外の案分 100% 案分の説明 すべて政務活動にかかるものであるため、100%充当とする。
		案分率
YCポートアイランド Tel.302-3284 中央区港島中町2丁目1-3		
R1.5.25 支払い		
本領収書は、 県議会議員 原 吉三 宛の ものである。		